

# 令和8年度生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち 稲作の超低コスト生産確立事業のうち新技術現地検証タイプ 生産者公募要領

## 第1 趣旨・目的

本事業は、令和8年度生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち稲作の超低コスト生産確立事業のうち新技術現地検証タイプとして実施するものである。

革新的な栽培技術のうち、「節水型乾田直播」または「再生二期作」を用いて、食用に供する目的で水稻の栽培を行う生産者を募集し、取組データ等を収集・分析することで、当該技術における経営効果及び技術効果を検証することを目的とする。

## 第2 対象となる技術

本事業において検証の対象となる革新的な技術は、以下とする。

### 1 節水型乾田直播

たん水可能な水田において、乾田状態で播種を行う乾田直播栽培のうち、苗立後に移植と同様にたん水管理する栽培方式とは異なる、灌漑水の使用量を大幅に抑える水稻栽培技術。

### 2 再生二期作

たん水可能な水田において、移植栽培した一期作目の水稻収穫後の切株から生えてくる「ひこばえ（再生して出てくる芽）」を活用することで、二度目の田植えをせずに、二期作を行う水稻栽培技術。

## 第3 生産者の要件（応募要件）

本事業に応募できる者は、以下の要件をすべて満たす生産者（農業経営体）とする。

- 1 対象技術（節水型乾田直播または再生二期作）を用いて、1枚あたり10a（1反）以上のほ場において、食用に供する目的で水稻の栽培を行うこと。ただし、応募する取組が、国等の他の助成補助事業により支援を受けていない又は受ける予定となっていないこと。
- 2 本事業で提供を求める各項目について栽培開始時点まで遡って記録し、指定された期日までに提出できること。また、記録内容等への問合せ等に対しては、誠実かつ迅速に応じ、円滑な事業実施に資すること。
- 3 事業実施主体へ提供したデータ等が、本事業の実施・継続及び研究を目的として、第三者（農林水産省、研究機関、分析に携わる民間企業等）へ提供・活用されることに同意すること。また、提供したデータ等の活用により生じた一切の知的財産権は生産者に帰属しないことに同意すること。
- 4 採択後、水稻生産実施計画書（令和7年産及び令和8年産）を提出すること。（提出が難しい場合は代替書類の提出も可）
- 5 環境関係法令（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）を遵守するとともに、みどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷低減に努めていること。

6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当しないこと。

#### 第 4 取組の内容（生産者の義務）

採択された生産者は、以下の取組を実施するものとする。

##### 1 対象技術による水稲栽培の実施

応募ほ場において、対象技術を用いて食用に供する目的で水稲の栽培を行うこと。

##### 2 データの記録と提出

営農記録ツール（アグリノート等）を活用し、以下のデータを記録・提出する。

記録に際しては、配布する営農記録ツールに直接記入を行うこととし、栽培開始時点まで遡って記入すること。なお、栽培開始時点から当該ツールの配布以前において、他の農作業管理ソフトにより記録を行っている場合、その期間に記録されたデータの移行について、事業実施主体が採択された生産者数等を勘案し、支援を行う場合がある。

（1）基本項目：ほ場の所在地、作付面積、品種等の基礎情報

（2）作業記録：日々の作業内容・時間（栽培管理、機材の稼働、出荷等）の記録

（3）経営分析項目：種苗、肥料、農薬、機械、労働等に係る費用等の記録

（4）技術分析項目：生育ステージ、水管理、防除、施肥、玄米収量等の栽培記録

※ データ取得のため、土壌水分センサー等の設置を依頼することがある。

※ 項目（例）の詳細は別添を、記録のイメージは説明会の資料を参照すること。

##### 3 サンプルの提供

指定の各検証ほ場の土壌（500g 程度）および収穫物である玄米（1～5kg 程度）を収集し、所定の場所へ送付すること。

##### 4 ヒアリング調査等への協力

メール、電話、WEB 会議、ほ場訪問等により実施を予定している、記録内容を含む営農に関するヒアリング調査に協力すること。

##### 5 比較ほ場について

慣行ほ場（応募ほ場と同じ地域にあり、地域の標準的な施肥量および作期で移植栽培（一期作）を行うほ場。作付品種は応募ほ場と同じとするが、品種の異なる複数の栽培条件について応募するなどの事情で難しい場合は、その地域で最も一般的な品種とする。）がある場合は当該ほ場（10a 以上）1 枚分についても第 2 項から第 4 項までの対象とする。

また、節水型乾田直播に取り組む者で通常の乾田直播（苗立後に移植と同様にたん水管理を行う水稲栽培技術）も行っている場合は、当該ほ場（10a 以上）1 枚分についても、第 2 項から第 4 項までの対象とする。

#### 第 5 取組費の支払い

本事業の取組を実施した生産者に対し、資機材費用等の経費として、データ等の提供を条件に「取組費」を支払う。

##### 1 支払単価

ほ場 1 枚（10a 以上）あたり 10 万円（定額）

##### 2 支払対象の上限

- (1) 同一栽培条件においては、ほ場3枚まで取組費の対象とする。ただし、応募者多数の場合等には、3枚ではなく1枚あるいは2枚のみを取組費の対象とする可能性がある点に留意すること。データの記録・測定は、ほ場毎に行うこと。
- (2) 異なる栽培条件（収量や生育に影響すると考えられる差異（例：品種、作期、施肥量等における違い）が明確にある各栽培条件）が存在する場合、複数の栽培条件について応募可能とする。ただし、選考の結果、一部の栽培条件のみ取組費の対象とする可能性がある点に留意すること。なお、同一栽培条件においては、ほ場3枚まで取組費の対象とする。ただし、応募者多数の場合等には、3枚ではなく1枚あるいは2枚のみを支払対象とする可能性がある点に留意すること。データの記録・測定は、ほ場毎に行うこと。
- (3) 第4条第5項（比較ほ場について）に規定するほ場についても、各1枚について、データ提出を条件に取組費（10万円）を支払う。

※ その他留意点等については、応募フォームを参照すること。

### 3 支払時期・方法

後払い（令和9年（2027年）2月～3月頃の支払いを予定）

※ 指定口座への振込とする。データ提出やサンプル送付が完了し、内容に不備がないことを確認した後の支払いとなる。

## 第6 データ・知的財産権に関する同意事項

応募に当たっては以下の事項に同意するものとする。

- 1 事業実施主体へ提供したデータ等が、本事業の実施・継続のため、第三者（農林水産省、研究機関、分析に携わる民間企業等）へ提供されること。
- 2 前項により提供したデータ等が、本事業の実施以外にも、研究を目的として活用されること。
- 3 提供したデータ等の活用により生じた一切の知的財産権は生産者に帰属しないこと。

## 第7 生産者の選定方法及び選定基準

### 1 選定方法

応募書類について、事業実施主体が設置する「選定審査委員会」において審査を行い、生産者（取組費支払対象者）を選定する。選考の結果、応募ほ場の全部または一部が不採択となる場合もある。

### 2 審査基準等

選定審査委員会では、以下の基準及び多様なデータ等を取得する観点から総合的に評価し、予算の範囲内において選定する。

- (1) 対象技術と所在地等の適合性（ほ場条件等）
- (2) 栽培方式の実現可能性（実施予定の栽培暦等）
- (3) 信頼性の高いデータの確保可能性（記録経験・体制等）
- (4) 事業実施の確実性（調査等への参加経験等）

### 3 結果の通知

選定審査委員会の審査結果については、採択・不採択にかかわらず、応募時に登録されたメールアドレス宛に通知する。

なお、審査の経過や審査結果等への問合せには回答できない点に留意すること。

## 第8 応募方法・スケジュール

### 1 募集期間

令和8年（2026年）6月4日（水）～6月30日（火）17:00まで

### 2 応募方法

原則として、専用の「オンライン応募フォーム」から必要事項を入力し、申請すること。

※ オンラインでの入力に関して不明な点は、問合せ先に相談すること。

### 3 事業実施期間

7月中旬～3月

### 4 スケジュール

- ・ 6月30日 17:00：公募締切
- ・ 7月上中旬：選定審査委員会の開催、結果通知（メール）
- ・ 7月中旬以降：取組開始（データ記録開始 ※ 栽培開始時点まで遡って記入）
- ・ 収穫以降：全データ提出締切・土壌/収穫物サンプル送付締切
- ・ 令和9年2月～3月：取組費の支払い

## 第9 生産者の責務及び注意事項

### 1 生産者の責務

- （1）善良なる管理者の注意をもって本事業の取組を実施し、データの正確な記録と期日までの提出に努めること。
- （2）事業実施主体及び農林水産省からの調査や報告の求めがあった場合は、速やかに協力すること。

### 2 注意事項

- （1）応募内容に虚偽があった場合や同意書を提出しない場合、事業期間中に必要なデータ提出・サンプル送付を怠った場合、問合せに対応しない場合は、採択を取り消す場合がある。
- （2）暴力団等反社会的勢力との関係が発覚した場合、直ちに採択を取り消す。
- （3）採択が取り消される場合においては、取組費は支払われないものとする。自然災害等のやむを得ない事情により事業の継続が困難となった場合における取組費の取扱いについては、事業実施主体が別途判断することがある。  
いずれの場合においても、それまでに提供したデータ等は第6の規定に従い取り扱うものとする。
- （4）本事業に係る書類（記録データ等の控え）は、事業終了後も一定期間（5年間）保管すること。

## 第10 問合せ先

【事業実施主体：プライマル株式会社】

担当者及び連絡先：

土井：080-8746-8765

浦元：080-7823-5748

メールアドレス：rice\_lowcost\_p@primal-biz.co.jp

## データ取得における項目（例）（第4条第2項関係）

採択された生産者は、営農記録ツール（アグリノート等）を活用し、第4条第2項に基づき、以下の項目（例）を含むデータをほ場ごとに記録するものとする。

なお、基本項目は開始時に記録するものとし、作業記録・経営分析項目・技術分析項目は作業の実施時及び月次や年度等の所定の時点において記録を行うものとする。

※ 再生二期作の場合、一期作目については全項目を記載し、二期作目については該当する項目（事業実施主体において指定）のみ記録を行う。

### 基本項目（開始時に記録）

（例）

経営体名

世帯員数と農業就業者数

認定農業者の状況

作付品目

経営耕地面積と各品目の作付面積

水稻の作型区分（慣行、たん水直播、乾田直播、節水型乾田直播、再生二期作）

水稻作付品種

水稻の各作型区分の面積

水稻作付ほ場規模別枚数及び面積

田の団地数及び区画整理済み面積割合

ほ場間の距離及び団地への平均距離

土壌条件

本暗渠の有無

水持ちの程度

当該ほ場の前作

直近5か年の10a当たり収量

対象ほ場面積

ほ場所在地

栽培する米の用途

目標収量

栽培期間の作業記録・経営分析項目・技術分析項目（作業の実施時及び所定の時点に記録）

（例）

出芽揃日/出穂期/成熟期/苗立ち・生育状況・倒伏程度・雑草群落の草高・刈取高さ等

作業日

作業内容詳細

作業対象面積

従事者ごとの作業時間

作業区分（家族・雇用・役員・外注）

種苗：種類・名/数量/単価/合計金額

肥料：種類・名/数量/単価/合計金額

農業薬剤：種類・名/数量/単価/合計金額

光熱動力：種類・名/数量/単価/合計金額

その他の諸材料：種類・名/数量/単価/合計金額

賃借料及び料金：種類・名/数量/単価/合計金額

物件税及び公課諸負担：種類・名/数量/単価/合計金額

土地改良及び水利：種類・名/数量/単価/合計金額

借入金及び支払利子：種類・名/数量/単価/合計金額

建物及び構築物の所有状況：種類・名/数量/単価/合計金額

自動車の所有状況：種類・名/数量/単価/合計金額

農業機械の所有状況：種類・名/数量/単価/合計金額

農具の購入費・生産管理関係の費用等：種類・名/数量/単価/合計金額

土地の面積及び地代：種類・名/数量/単価/合計金額

労働：種類・名/数量/単価/合計金額（直接労働・間接労働／家族・雇用）

播種時の種子状態

直近の特記事項（高温、低温、台風、病虫害、鳥害等）

収穫後の作業記録・経営分析項目・技術分析項目（作業の実施時及び所定の時に記録）

（例）

全刈り籾重量（乾燥後）・計測方法

全刈り玄米収量・計測方法

収穫物の出荷・販売：種類・販売先・量・単価・売上金額（主産物/副産物別）

直近の特記事項（収穫遅延等の有無等）

全体を通しての作柄概況・被害状況等

今年気付いた点・反省・来年への課題